

令和6年6月7日

会員事業者各位

公益社団法人岩手県トラック協会



東北運輸局長並びに岩手運輸支局長表彰について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当協会の業務運営に対し特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添の基準により選考されますので、当該表彰制度を是非活用ください。

敬具

◆申請締切

- ・東北運輸局長 表彰 令和 6年 7月10日（水） 協会必着
- ・岩手運輸支局長 表彰 令和 6年 8月 9日（金） 協会必着

- ー 詳細・申請様式は、協会ホームページ（トップメニュー《表彰制度》）からご覧ください。 ー
- ※※※ 申請書様式は令和4年申請時より変更となっておりますので今一度ご確認ください ※※※

申請にあたっては、書類を協会本部、または支部に提出（郵送可）下さるようお願いいたします。
ただし、締切日までに協会（本部）必着となるよう、余裕を持った提出をお願いいたします。

◆注意事項

★東北運輸局長表彰は過去に支局長表彰を受賞されている方が対象となります。

原則として最低でも令和4年度以前に受賞された方（支局担当者からの指導により）

※安全運転センター発行の「無事故・無違反証明書」の提出（原本）が求められますが、過去3年以内、無事故・無違反が前提条件となります。

（必ず「運転記録証明書」ではなく「無事故・無違反証明書」の提出をお願いします）

※表彰条件該当可否の判断は表彰日（11/1）現在での従事年数や年令となりますので、提出書類についても表彰日現在での内容となる様に記載・作成をお願いします。

■各表彰の概要（11月1日に表彰されるものに限る内容）

○運輸局長表彰

【選考基準】（トラック事業）

1. 永年勤続

（1）事業の従事者

- ・勤続30年以上
- ・年齢50歳以上
- ・勤務成績優秀にして他の模範となる者

（2）事業用自動車運転者

- ・勤続20年以上
- ・責任事故がなく、成績・操行ともに他の模範となる者

2. 運行管理者

- ・運行管理者として10年以上
- ・運行管理者の業務を十分に理解し適確に実施している者
- ・運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案または改善等の功績を有する者
- ・勤務状態等が優良な者
- ・所定期間（5年間）の輸送の安全確保に関する欠格事由
 - ①運転者による道交法第108条の34により通報のあった事故及び違反について、運行管理上最も責任のある者
 - ②運転者が明らかに第一当事者となる自動車事故報告規則第2条に規定する事故について、運行管理上最も責任のある者
 - ③運行管理者資格者証の返納の処分等を受けた者または受けるおそれがある者
 - ④当該営業所が行政処分等を受けた場合または受けるおそれがある者

（注）運輸局長表彰においての所定期間は基本的に同支局長表彰を受けた日の属する年度の4月1日から起算して5年間

※同様の項目にて運輸支局長表彰を先行して受賞していることが前提条件

○運輸支局長表彰

【選考基準】（トラック事業）

1. 職責遂行、事故防止の功労

- ・危険を顧みず職責を遂行し、または重大な事故を未然に防止し、その功績が顕著な者（または団体）

2. 発明、考案、改良、研究の功労

- ・有益な発明、考案、改良または研究を行い、運輸業務に著しい貢献をした者

3. 自動車関係事業の功労

- ・事業の役員（13年以上） ※取締役相当以上又は経営責任者
 - ・事業者団体の役員（8年以上） ※理事相当職であり、監事・顧問は含まない
 - ・事業又は事業者団体に勤続25年以上の役員 ※役員の期間2年以上
- 上記いずれかに該当し、その功績が顕著な年齢48歳以上の現職者
- ・事業の発達改善に尽力し、その功績が特に顕著な者（又は団体）

4. 永年勤続

（1）事業、団体の従事者

- ・勤続25年（団体20年）以上 ※当該事業に一貫して従事している者
- ・年令45歳（団体40歳）以上
- ・勤務成績優秀にして、他の模範となる者

（2）事業用自動車運転者

- ・勤続15年以上 ※異業種における年数は合算しない
- ・責任事故がなく、成績・操行ともに他の模範となる現職者

5. 運行管理者

- ・同運輸局長表彰の記載に同じ。（（注）を除く）